

平成29年度 事業部事業計画

1. 基本方針

毎年毎年、司法書士を取り巻く環境は変化している。その環境の変化にいち早く対応し、司法書士制度のため、ひいては、社会のために、我々は貢献していかないとならない。現在の最重点事業は、相続登記促進事業である。司法書士制度の根幹を揺るがす大きな問題となりえるので、慎重かつ大胆な事業展開をしていく。関連して、空き家・所有者不明土地対策問題にも積極的に関わっていく。

従来からのいわゆる事業部事業に対して、今年度は、より一層、自治体や関係団体との連携を密にして行っていきたい。

今年度、新たに生活困窮者に対する支援事業も加え、相談員を派遣する消費生活センターの数も増やし、成年後見制度に限らない社会的弱者の擁護活動を活発にしていきたい。

2. 事業項目

(1) 相談事業

- ①司法書士総合相談センター茨城での法律相談
- ②消費生活センターへの相談員派遣
- ③空き家対策に関する無料法律相談会への相談員派遣
- ④市町村への相談員派遣
- ⑤法テラスふたば（福島県双葉郡広野町）への相談員派遣
- ⑥東日本大震災に関する法律相談員派遣等
- ⑦多重債務者向け無料法律相談会への相談員派遣
- ⑧その他各種相談会の実施及び各種相談会への相談員派遣
- ⑨相談員の養成

(2) 地域連携・市民救援活動事業

- ①市町村の空家等対策推進協議会への委員推薦
- ②協定締結への働きかけ
- ③空き家・所有者不明対策関連業務の研究

(3) 司法書士業務拡充事業

①相続登記業務の促進

未来につなぐ相続登記プロジェクトを法務局等と連携し続行する。

②商業登記等業務の推進

③新規業務の研究

(4) 茨城司法書士会調停センターに関する事業

①調停の実施

②手続実施者養成のための研修会の実施

③広報活動の実施

(5) 法教育事業

①茨城県内高等学校への法教育（消費者教育）講座開催

茨城県教育委員会の後援を受け、県内の高等学校で法教育を実施する。

②法教育講座の茨城会登録講師制度の充実

講師経験者を中心に、登録講師制度を充実させる。

会員向けの登録講師育成研修を実施する。

③相談相手としての司法書士の存在のPR

相談相手として司法書士等を紹介し、トラブルを未然に防ぐ一助とする。

(6) 講師派遣事業

自治体等の要請に基づき、積極的に講師派遣を行う。

(7) 市民権利擁護事業

①成年後見制度の利用促進事業

自治体等での成年後見人、市民後見人養成講座等に積極的に関わる。

②高齢者・障害者等への虐待問題への対応

③生活困窮者に対する支援

(8) 茨城県八士会に関連する事業

茨城県八士会の事業に協力する。

(9) 関係団体の協力事業

地方公共団体、日本司法支援センター（法テラス）、消費生活相談センター、その他の団体との連携強化を図る。

空き家対策関連団体との関係を構築し、協力協同して各種事業を行う。

(10) その他

その他事業部に属する事業を行う。